

◆◆留学生交流事業基金交付要領◆◆

(目的)

国際化に対応する人材を育成し、学生生活の充実を図ることを目的とする。

[留学生交流助成費・海外語学研修助成費]

- 1 本学と協定を締結した大学相互間において留学を行う者に対し、1回の留学に限り30,000円を助成する。
- 2 本学が主催する海外語学研修(スタディツアーを含む)に参加する者に対し、在学中1回に限り、当該研修に伴う直接経費の1割相当額を助成する。
ただし、1,000円未満の端数は四捨五入を行ない、上限額を30,000円とする。
- 3 助成費の交付を受けようとする者は、留学生交流助成費・海外語学研修助成費申請書(様式第3号)に推薦書(写)(海外語学研修等の場合は不要)を添えて、後援会会長に対し、当該年度内に提出しなければならない。
- 4 助成費の交付は、後援会予算の範囲内で、当該年度内に行う。
なお、助成費交付後、自己都合により留学(研修)を中止等した場合は、助成額を返還しなければならない。
- 5 留学生交流助成費・海外語学研修助成費の交付状況及び内容については、後援会総会において報告を行わなければならない。

附 則

この要領は、平成10年4月3日から施行する。

この要領は、平成14年4月5日から施行する。

この要領は、平成17年6月17日から施行する。

この要領は、平成20年4月4日から施行する。

この要領は、平成25年4月5日から施行する。

この要領は、平成28年4月5日から施行する。